

経営相談 Q & A

経営力向上計画と先端設備等導入計画について

Q

私は製造業を営む中小企業の経営者です。生産性向上に向けて設備投資を行うため、ものづくり補助金にチャレンジしたいと考えていますが、申請に際し経営力向上計画や先端設備等導入計画の認定を受けている方が有利で、またそれぞれ認定を受ければ別途、税制優遇措置を受けることができると聞きました。各々の計画の特徴や相違点について教えてください。

A

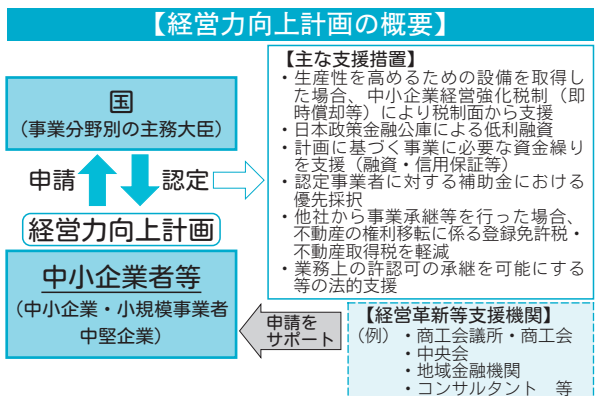
中小企業は、日本の企業数全体の99%強を占め、また労働者の7割を雇用し、地域の雇用の受け皿として日本経済の屋台骨を支えています。中小企業が活性化しなければ、国の発展も雇用の維持も覚束ないことは明白ですが、経済環境は今、多様化・複雑化しています。

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えるためには、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性を飛躍的に向上させる必要があります。

経営力向上計画や先端設備等導入計画は、国や市区町村が中小企業等の設備投資計画を認定し、税制支援が実施される制度です。それぞれの計画の特徴や相違点について解説します。

1. 経営力向上計画の特徴

この制度は、令和3年3月31日までに経営力向上設備等^{*1}を取得し、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合、税制措置として「中



資料：経営力向上計画策定の手引き（中小企業庁）より当研究所にて作成

小企業経営強化税制（国税について即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除）のいずれかを選択適用できます。また企業規模に応じて政策金融機関の低利融資、民間金融機関に対する信用保証に関する支援等を受けることができる（経営力向上計画の概要参照）制度です。

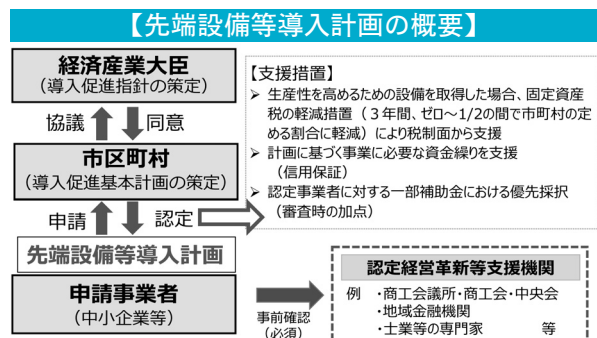
※1 経営力向上設備等

一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外）で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

2. 先端設備等導入計画の特徴

この制度は、新たに導入する設備の所在地の市区町村が、国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合、中小企業・小規模事業者が認定を受けることができます。

認定を受けた場合は、以下の税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。



資料：中小企業庁HPより抜粋

3. 経営力向上計画と先端設備等導入計画の比較

主な相違点は、経営力向上計画が国税（法人税。個人事業主の場合は所得税）の軽減で、先端設備

等導入計画は地方税（固定資産税）の軽減です。

ただし申請の際に注意すべき点があります。先端設備等導入計画の場合、必ず設備の導入前に認定を受けておく必要があります（工業会等証明書は後日提出でもかまいません）。一方、経営力向上計画の場合、設備取得から60日以内に経営力向上計画が受理（工業会等証明書の添付も必要）されれば、税制優遇措置を受けることができます。

【税制優遇措置の対象範囲】			
	機械装置 (160万円以上) 測定・検査工具 (30万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上) 建物付属設備 (60万円以上)
地方税	先端設備等導入計画 固定資産税が3年間ゼロから1/2に軽減		先端設備等導入計画 固定資産税が3年間ゼロから1/2に軽減
国税	経営力向上計画 法人税（個人事業主の場合は所得税）について即時償却または取得価額の10%の税額控除*が選択適用できます。 ※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%		

資料：経営力向上計画策定の手引き（中小企業庁）より当研究所にて作成

それぞれの計画が認定されると固定資産税も法人税（所得税）も軽減され、さらに低利融資も期待できるので、設備投資を検討されているなら、両方を申請されるのが良いでしょう。（橋本公秀）

【経営力向上計画と先端設備等導入計画の比較】		
	先端設備等導入計画	経営力向上計画
申請先	市区町村	国（各地域の経済産業局や農政局等。申請者の事業分野によって異なる。）
主な支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 生産性を高めるために取得した設備の固定資産税が、3年間ゼロから1/2に（税額は市町村によって異なる） 信用保証協会による別枠保証 各種補助金の加点や補助率アップ 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税（個人事業主は所得税）について、対象設備が即時償却・税額控除の対象に 日本政策金融公庫等の低利融資 信用保証協会による別枠保証・枠拡大 中小企業投資育成株式会社による投資 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット 各種補助金の加点 等
軽減措置の対象設備	生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する下記の設備 <ul style="list-style-type: none"> 機械装置（最低取得価額160万円以上／販売開始時期10年以内） 測定工具および検査工具（最低取得価額30万円以上／販売開始時期5年以内） 器具備品（最低取得価額30万円以上／販売開始時期6年以内） 建物付属設備（最低取得価額60万円以上／販売開始時期14年以内） ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの：最低取得価額70万円以上／販売開始時期5年以内）※ただし先端設備等導入計画は対象外 	
設備投資導入後の訴求効果	不可（設備取得後の申請不可）	設備取得から申請受理まで60日以内を限度として申請可
認定支援機関による事前確認	必要（確認書が必要）	不要
認定要件（生産性等に関して）	基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上	事業分野別指針を基に指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率の達成が必要

資料：中小企業庁の先端設備等導入計画策定の手引き、経営力向上計画策定の手引き及び中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引きより当研究所にて作成